

# 特定労務管理対象機関が指定後に行う事務手続き

令和6年(2024年)5月27日策定  
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

## 1 趣旨

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の規定により、特定労務管理対象機関として指定された医療機関が指定後に行う事務手続きについて、次のとおり定める。

## 2 事務手続きが必要な場面及び内容等

### (1) 正式な時短計画を定めた場合

- ・ 特定労務管理対象機関は、特例水準の指定を受けた後、遅滞なく、正式な時短計画を定め、当該計画に基づき医師の労働時間の短縮のための取組を進めること。(法第114条、第118条第2項、第119条第2項及び第120条第2項)
- ・ 正式な時短計画を定めた場合は、時短計画の計画期間の始期以降、概ね2週間以内を目安に知事に届け出ること。

#### <提出書類>

- 届出(申請)様式1-1(B水準の場合)
  - 届出(申請)様式1-2(連携B水準の場合)
  - 届出(申請)様式1-3(C-1水準の場合)
  - 届出(申請)様式1-4(C-2水準の場合)
- ※ 正式な時短計画を添付する。

### (2) 見直しの結果、時短計画を変更する場合

- ・ 特定労務管理対象機関は、時短計画の計画期間の始期から1年ごと(※)に、当該機関に勤務する医師等関係者の意見を聴いた上で、時短計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは時短計画を変更の上、以下の書類を知事に提出すること。(法第122条、施行規則第109条)
- (※) 計画の見直しは、計画期間の始期から少なくとも1年ごとに行うが、随時の見直しを妨げるものではなく、その都度、上記と同じ手続により必要な書類を提出する。

#### <提出書類>

- 届出(申請)様式2-1(B水準の場合)
  - 届出(申請)様式2-2(連携B水準の場合)
  - 届出(申請)様式2-3(C-1水準の場合)
  - 届出(申請)様式2-4(C-2水準の場合)
- ※ 変更後の時短計画を添付する。

### (3) 見直しの結果、時短計画を変更しない場合

- ・ 特定労務管理対象機関は、(2)による見直しの検討の結果、変更する必要がない場合は、その旨、知事に届け出ること。(法第122条第3項)

#### <提出書類>

- 届出(申請)様式3-1(B水準の場合)
- 届出(申請)様式3-2(連携B水準の場合)
- 届出(申請)様式3-3(C-1水準の場合)
- 届出(申請)様式3-4(C-2水準の場合)

#### (4) 災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合

- ・ 特定労務管理対象機関は、特定対象医師に継続した休息時間を確保する必要があるが、例外的な取扱いとして、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、知事の許可を受けて、必要な限度で休息時間の確保を行わないことができる。(法第123条第4項)
- ※ 事態急迫のために許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく届け出る必要。
- ・ 知事の許可を受けようとする場合は、次の書類を知事に届け出ること。

<提出書類>

届出(申請)様式4

#### (5) 特例水準の指定根拠となる業務を変更しようとする場合

- ・ 特定労務管理対象機関は、各特例水準の指定根拠となった業務を変更しようとする場合(軽微な変更は除く)は、変更に係る申請が必要とされている。(法第116条第1項、第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項)。
- ※ 評価センターの受審など、指定に係る手続きと基本的に同様の申請が必要。(法第116条各号、法施行規則第85条)
- ・ 各特例水準の指定根拠となった業務を変更しようとする場合であって、知事の許可を受けようとする場合は、次の書類により申請すること。

<提出書類>

届出(申請)様式5-1(B水準の場合)

届出(申請)様式5-2(連携B水準の場合)

届出(申請)様式5-3(C-1水準の場合)

届出(申請)様式5-4(C-2水準の場合)

### 3 届出(申請)様式

様式データ(Microsoft word形式)は、以下のWebサイトからダウンロード可能とする。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

### 4 提出先

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係

(所在地) 札幌市中央区北3条西6丁目

(電話) 011-204-5214(直通)

(E-Mail) hofuku.tiikiishi1@pref.hokkaido.lg.jp

### 5 留意事項

- (1) 各特定労務管理対象機関においては、時短計画の進捗状況の確認や、必要に応じた時短計画の見直しを検討する場合には、北海道医師勤務環境改善支援センター等を活用し、時短計画の着実な実施に努めること。
- (2) 道は、時短計画の着実な実施に向けた支援のため、提出された時短計画、評価センターの評価結果及び指摘事項、指定時における道の指摘事項について、必要な場合には、道が委託した機関(北海道医師勤務環境改善支援センター)に提供するものとする。